

「都市及び地方計画」科目の出題の解説と対策

「都市及び地方計画」科目の平成 25～29 年度の出題と、それ以前の類題を含めて分析し、30 年度へ向けた対策について解説します。

都市及び地方計画科目は、公共事業に関わる行政職またはコンサルタント系技術者が主にめざす選択科目で、施工系の技術者の割合は少ないと推測しています。

1. 「都市及び地方計画」科目の受験統計値からみる最近の傾向

「都市及び地方計画」科目の受験統計値

項目 年度	受験申込 者数	受験者数	筆記試験 合格者数	最終 合格数	口頭試験 合格率%	合格率%	部門全体 合格率
29			151				
28	1,327	1,006	157	145	92.4	14.4	13.1
27	1,244	1,001	156	142	91.0	14.2	11.9
26	1,220	923	132	130	98.5	14.5	12.6
25	1,287	943	145	140	96.5	14.8	15.0
24	1,229	939	158	133	88.0	11.4	13.0
23	1,304	994	169	143	84.6	10.8	12.5
22	1,471	1,140	—	160	—	10.0	12.6
21	1,309	1,045	171	150	87.7	11.3	13.0
20	1,322	1,060	185	159	85.9	12.1	13.4
19	1,139	887	—	158	—	11.6	13.9
18	1,105	749	—	125	—	12.9	13.4
17	1,197	818	—	157	—	13.6	14.2
16	879	572	—	109	—	16.8	15.4

平成 29 年度の筆記試験合格者数は、151 人でした。28 年度の最終合格者数は、145 人で合格率は 14.4%、27 年度とほぼ同数で 27 年度の合格者数は 142 人で合格率は 14.2%でした。

合格者数は 22 年度に 160 人のピークから減ってきており、26 年度は 130 人でしたがやや回復してきました。受験申込者数も、22 年度に過去最多の 1,471 人以来徐々に減っています。

合格率は 25 年度から 3 年間連続して 14% 台を維持しています。24 年度までの 10 年間で、建設部門全体の平均合格率を上回った年度が近年では 16 年度の 1 回だけ、という結果でしたが、26 年度からの 3 年間は徐々に建設部門全体の平均を約 1~2 ポイント超えた合格率になりました。25 年度からの出題方式の変更に、受験者が対応しやすくなった科目といえるかもしれません。

福岡で受験申込者の 29 年度の筆記試験合格者数は 13 人、28 年度の最終合格者数は 10 人、合格率は推定で 10.5%と、23 年度から徐々に低迷している傾向です。27 年度は合格数 11 人、合格率 11.1%、前年の 26 年度も 10 人、11.5%とほぼ同じ水準でした。受験者申込者数は、28

年度は 125 人で、過去 6 年間ではわずかの差ですが最多です。実際に受験した正確な人数は不明ですが、建設部門全体で試験当日の欠席者が減って各選択科目とも受験率は高くなっていく傾向であり、27 年度は初めて 80% を超えています。受験に本気に取り組む人が増えているといえます。

合格率は全国に比べて、この 3 年間は 2～3 ポイント低い傾向が続き、24 年度以降の合格者は毎年 9 人～11 人で、合格率は全国平均に届かない状態が続いています。

「都市及び地方計画」科目 福岡での受験申込み者の統計値 (推定値を含む)

項目 年度	受験申込 者数 人	受験者数 (推定) 人	筆記試験 合格者数 人	最終合 格者数 人	口頭試験 合格率 %	合格率 (推定) %	全国 合格率 %
29	123	98	13				
28	125	95	12	10	83.3	10.5	14.4
27	123	99	13	11	98.5	11.1	14.2
26	115	87	10	10	100	11.5	14.1
25	102	70	9	9	100	12.9	14.8
24	104	79	12	11	91.7	13.9	14.2
23	112	87	15	14	93.3	16.1	14.4

2. 問題Ⅱ (Ⅱ-1, Ⅱ-2) の出題の分析

都市及び地方計画科目の問題Ⅱは、総合的・分野横断的な出題でした。基礎知識だけでなく現状整理・法制度と課題抽出・方策の提示を求めるような個別課題に踏み込んで、経験とそれに基づく応用能力を評価しています。計画系の科目ですから、最新の時事性の高いテーマを、国土交通省の都市交通・都市計画現況調査等はもとより、地方自治を所管する総務省を含む関係省庁のHPと、国土交通白書だけでなく環境白書、防災白書、関連学協会(都市計画学会、都市計画協会)等からの情報をしっかり把握しておかなければなりません。

全体的に幅が広がり総合的な考え方を求めており、それぞれ実務的な経験・知識を問題Ⅱ-2、Ⅲともに求めるような出題で、都市計画あるいは地方の振興計画等の分野に分けています。過去問に加えて、自分の経験を積み上げて棚卸することを怠りなく続けることで能力を高める必要があります。せっかくの経験を応用して答案が記述できないようでは、合格には程遠いといえます。さらに、特に狭い専門分野を担う技術者にとって不足する総合的なマネジメントの観点を補うため一層の努力と経験が必要です。過去問は参考になりますが、過去問の、それも得意分野のみに絞って取り組んでいては選択肢が狭まることとなります。

24 年度までの専門とする事項(市街地整備、区画整理、公園緑地・緑化、都市環境保全政策、景観形成・保全、都市交通政策、建築計画、防災計画、地域活性化・地方の活力再生計画)等の縦割りの分野別だけではなく、25 年度からは、幅が広く経験を含めた総合的な見識を求める出題となっています。

Ⅱ-1 の出題は、自分の得意分野を予め 2 つ絞って準備することは可能です。しかしⅡ-2 は出題テーマを予想することは難しく、出題テーマに近い経験の有無によって、さらに経験があっても合格レベルの答案にまとめる訓練をしていたか、で受験者の答案に差がつかます。

(1) 問題Ⅱ－1 (基礎知識を問う問題)

出題された4問のテーマは、いずれも過去に多く出題されたキーワードでした。

平成25年度

景観形成、市街地整備、大都市都心の交通計画、緑地の保全・再生・創出といった、基礎知識を問う4分野の定番の基礎知識を問う4問題が出題され、2問選択(各1枚以内)が求められています。

Ⅱ－1－1は「良好な景観形成に資する制度のうち、①法律に基づく「計画」、②法律に基づく「規制・誘導措置」、③事業・活動に対する支援措置に該当するものを1つずつ(計3つ)挙げ、それぞれの特徴を説明せよ。

いずれの分野の受験者も対応できる基礎的な知識の確認の問題です。

Ⅱ－1－2は「密集市街地の整備改善にあたり、市街地特性からみた課題について、主なものを2つ挙げ、それぞれの課題を解決するための取り組みを述べよ。」また密集市街地の居住者特性を踏まえ、地区内における生活再建に関し公的賃貸住宅が果たす役割を述べよ。」

分野の基礎の確認というべき問題です。

Ⅱ－1－3は、「大都市都心部の鉄道駅に隣接または近接する拠点的な複合開発に関する交通計画を立案する際に考慮すべき事項とそれに対する具体的な対応策を、視点① 周辺道路交通への影響の回避、②歩行者環境の安全性・快適性の確保、の視点から説明せよ。

Ⅱ－1－4は、「都市における緑の保全・再生・創出の推進に当たり、生物多様性を確保する上で留意すべき事項を異なる視点から3つ挙げて説明せよ。」

平成26年度

エリアマネジメント、建築規制・誘導、自転車交通政策、都市緑化といった、4分野の定番の基礎知識を問う4問題が出題され、そのうち2問選択(各1枚以内)が求められています。

Ⅱ－1－1は、「エリアマネジメントの活動」に関する問題で、「活動に共通する効果を3つ述べよ。」 「エリアマネジメント」は平成21年度に以下の通りそのまま出題されています。

I－1－1 近年、いわゆる「エリアマネジメント」の活動が盛んになってきているが、その背景を述べよ。また、具体的なエリアマネジメントの事例を1つ挙げて概要を記述し、その取り組みがもたらす効果について多面的な視点から述べよ。

Ⅱ－1－2は、建築物を規制・誘導する仕組みのそれぞれの概要を述べよ。

- 1) 建築協定
- 2) 都市再生特別区
- 3) 総合設計制度

この問いも過去に繰り返し出題されています。

Ⅱ－1－3は、駅周辺地域の自転車交通で、これもホットな都市交通政策の問題です。

「自転車利用の目的を3つ挙げ、商業・業務集積がある駅周辺地域それぞれに応じた自転車等駐車場の整備やその利用促進への対応の考え方を述べよ。」

Ⅱ－1－4は、都市緑化の問題です。「都市緑地法に定められた制度を3つ挙げ、それぞれの概要を述べよ」これも類題(例:平成21年度I－2－4)があります。

このように問題Ⅱ－1の4問は、24年度までの出題範囲とは違わなかったのですが、専門が異なる4分野から最低2問を選択できるよう、合格点が獲得できる解答の知識を整理して答案用紙1枚に書けるように知識を整理しておくべきことを示しています。いずれも過去にも出題され、あるいは最近の動向から予想されるキーワードで、常識の範囲ですから、順当な出題といえます。

土木学会の認定土木技術者試験（上級あるいは一級）の過去の問題文にも類題があり、今後の出題予想の参考になります。土木学会のHP http://www.jsce.or.jp/opcet/02_testQ.shtml に掲載されています。以下にその出題例を示します。

C3-1 地方都市において、かつて商業地区として栄えていたが、近年、衰退が進んでいる都心地区を再生するためのまちづくりに関する課題を列举し、その対応策を記述しなさい。

C3-1 **低炭素社会の構築**のため、**まちづくりの観点**から取り組むべき事項、実現方策、技術的課題について、技術者としてのあなたの考えを述べなさい。

C3-2 **都市域におけるインフラ施設の建設**にあたり、安全・環境面から検討すべき項目を3つ挙げ、課題と対策について述べなさい。

B3-2 現在、都市における大きな環境問題としてヒートアイランド現象がある。このヒートアイランド**軽減策**として都市流域で考える具体的方策を3つ挙げて説明しなさい。

B3-4 現在、歴史・文化・自然環境などの地域の個性や住民の知恵を活かした地域主導のまちづくりを行うことが求められている。このような観点から、**地域の個性を活かしたまちづくり**のあり方について述べなさい。

平成27年度

都市及び地区計画科目での、それぞれの専門分野である、「都市整備計画」、「建築計画」、「都市交通政策」、「都市環境（公園・緑地）計画」、から出題されています。具体的なテーマは、「都市計画法に基づく2つの制度の概要」、「良好な景観の形成に資する法律に基づく3つの建築物の規制・誘導制度」、「各都市で導入が進められている3つの都市交通の導入目的及び特徴」、「都市の低炭素化を促進のため、都市の公園緑地や緑化に期待される3つの役割」といった、4分野の中での基礎知識を問う4問題が出題され、そのうち2問選択（各1枚以内）が求められています。いずれも、それぞれの専門分野としての基礎的な知識を問う内容でした。この4問は、いずれも出題文及び記述を求めている内容として毎年シンプルです。

Ⅱ-1-1の都市計画法に基づく、「都市計画の決定後の提案（都市計画の提案制度）と地区計画」は、都市計画法令等の要旨を把握しているか、について問う内容です。平成25年度の問題Ⅱ-2-1にも類題として出され、タイムリーな出題といえますので、予想しやすかったといえます。しかし記述を求めている内容を理解していても1枚（600字）にまとめるのは簡単ではありません。

Ⅱ-1-2の建築規制の出題は、平成26年度のⅡ-1-2にも類題が出たばかりで、その中の「①法律に基づく「計画」、②法律に基づく「規制・誘導措置」、について詳しく述べる内容です。

Ⅱ-1-3の新たな「都市交通」3手法の導入の説明は、出題を予想しにくかったためそれぞれ正しく理解していないと合格点は得られない出題です。都市交通計画・政策を専門としていない方は、あらかじめ整理しておくことが必要でした。

Ⅱ-1-4は、「都市の公園緑地や緑化に期待される低炭素化の役割」は、平成25年度、平成26年度に続けて類題が出されており、過去問として記述の訓練をしておけば容易に対応できたと思います。

この分野を専門とする受験者にとっては、この出題は予想しやすい内容だったといえます。

平成28年度

Ⅱ－１－１「都市再生特別措置法に基づくエリアマネジメントの推進に資する3つの制度の概要」、Ⅱ－１－２「附置義務駐車場を隔地に計画的に配置する効果」、

Ⅱ－１－３「都市再開発法に基づき民間事業者の参画を促すための制度の活用によるメリット」、Ⅱ－１－４「大規模な地震が発生した際に、都市公園が果たす役割」といった、4分野の中での基礎知識を問う4問題が出題され、そのうち2問選択（各1枚以内）が求められています。いずれも、それぞれの専門分野としての基礎的な制度や知識の説明を求める内容でした。

この4問は、都市及び地方計画科目での、それぞれの専門分野である、「都市再生計画」、「都市交通政策」、「都市再開発計画」、「都市環境（公園・緑地）・防災計画」、の中心となるテーマが出題されています。出題文及び記述を求めている内容は毎年シンプルです。

平成29年度

「都市計画への住民参加」、「都市再生特別措置法の規定による道路占用許可基準を緩和する制度」、「建築物の規制・誘導等を行う制度」、「都市公園の整備・運営への官民連携による手法」といった、4分野の中での基礎知識を問う4問題が出題され、そのうち2問選択（各1枚以内）が求められています。いずれも、それぞれの専門分野としての基礎的な制度の知識とその説明力を問う内容でした。

Ⅱ－１－１ 都市計画に住民参加が求められる背景と、住民参加による都市計画決定権者のメリットを述べよ。また住民参加に関して都市計画法に規定されている制度を1つ挙げ、その概要を述べよ

Ⅱ－１－２ 都市再生特別措置法では、まちのにぎわいの創出のため、「広告塔又は看板」、食事施設、購買施設その他これらに類する施設、「自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの」について、一定の条件下で道路占用許可基準を緩和することができる。この基準緩和を適用して道路空間にこれらの施設を設置することにより得られる効果と、その際に留意すべき事項を述べよ。

Ⅱ－１－３ 建築物の規制・誘導等を行う次の制度について、それぞれの概要を述べよ。

- (1) 景観地区
- (2) 特定用途誘導地区
- (3) 一団地の総合的設計制度（建築基準法第86条第1項に規定する制度）

Ⅱ－１－４ 官民連携に資する次の手法それぞれについて、その概要と、都市公園に適用することによって得られる公園管理者のメリットを述べよ。

- (1) 地方自治法に基づく指定管理者制度
- (2) 都市公園法に基づく公園施設の設置管理許可制度
- (3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する「法律（PFI法）」に基づく公共施設等の整備・運営等

この4問はこれまで、都市及び地方計画科目での、それぞれの専門分野である、「都市計画」、「都市交通の関連政策」、「建築計画」、「都市公園の整備・運営」の中心となるテーマが出題されています。出題文と記述を求めている内容は毎年シンプルです。

Ⅱ－１－１の、「都市計画に住民参加が求められる背景と、住民参加による都市計画決定権者のメリット」を問う問題は「住民参加」をテーマにした出題が初出で、予想が難しい出題でした。

Ⅱ－１－２で、は毎年都市交通計画に関する出題です。「道路占用許可基準を緩和する都市再生特別措置法の規定。道路空間にこれらの施設を設置することにより得られる効果と、その際に留意すべき事項」の記述を求める出題も、都市交通計画の分野ですが近年初出です。道路占用許可基準を緩和措置は各地で試行されつつありますので、予想ができた出題でしたが、都市再生特別措置法の解説等よく理解しておく必要があります。

Ⅱ－１－３の「特定の地区において建築物の規制・誘導等を行う制度」に関する出題も、予想はできたものの、都市建築計画・政策を専門としていない方は、あらかじめ知識を整理しておくことが必要でした。

Ⅱ－１－４は、５年間「公園・緑地」に関する出題が続き、定位置です。29年度は「官民連携として指定管理者制度等の概要、都市公園に適用する公園管理者のメリット等」の記述を求める出題でした。これも初出とはいえ、近年の官民連携の動向から予想ができた出題だったと思います。

Ⅱ－１の４問はいずれも最近の都市及び地方計画分野の動向と、政策・制度等を周知しておかなければ合格レベルの答案にまとめられない出題です。

(2) 問題Ⅱ－２（応用能力を問う問題）の過去問と今後の準備

問題Ⅱ－２で出題されるテーマは、以下の事項のどれかに相当します。

- ① 受験者の実務的な経験・能力を具体的に評価したい事項
- ② 社会・経済的な背景から、あるべき姿について意見が求められている事項
- ③ 社会的な影響があった災害、事故や事件等が発生したため、あるいは社会情勢について、その選択科目の視点からの意見を述べさせたい事項
- ④ その選択科目での主たる技術テーマに関わる課題を問い、その解決策についての考えを求めたい事項
- ⑤ 新しい法律、制度や基準、ガイドライン等が示された後、さまざまな検討が求められている事項、あるいはまだ新しい技術や考え方で、方向性について考えを求めたい事項

そこで、次のことを考えて、問題を予想して訓練をする必要があります。

- (1) なぜこの問題が出題されているのか、背景を理解する
- (2) 解答として求めている重要なポイントは何かを考える

これら出題背景と解答の重要なポイントのヒントは、それぞれの分野の学協会等から発刊されている専門紙誌や政府機関等から常に発信されているので、問題の出典を含めて研究して訓練しておきます。また自分の経験を日頃から問題文にあるような項目に整理しておくことが、効果的です。

さらに、答案は2枚(1200字)以内に約60分間(問題Ⅱ－１の2問と合わせて4枚を120分)で書き上げることが求められています。簡潔で読みやすい文章にまとめる訓練が必須です。

過去(10年分位)の出題傾向(出題のテーマ、キーワード等)から基礎技術用語・概念、専門的な原理・原則などの事実や、新旧の技術や工法・手法に関しての知識等を調べて理解しておきます。過去に繰り返し出題されているテーマ、キーワード、最近話題になっている技術テーマ・用語等、また、法律・制度が変わった内容も出題される可能性も高いといえます。し

かし出題をある程度予想して準備することは必要であるが、ズバリ当てることは難しいので、基礎的で幅広い内容を把握しておかなければなりません。

出題の対象範囲が狭くて詳細な内容を問われています。他の科目と違う点は例えば「〇〇計画・設計の担当責任者として」「〇〇担当責任者として」の立場を指定した記述を求める設問で、担当者としての記述を求めています。机上の学習だけでは具体的に書けず、設問に該当する類似業務の実務経験が乏しい受験者にとっては難しかったとみられ、類似業務に携わった経験がないと記述しづらい問題といえます。担当したつもりでどれだけなりきれるかが分かれ目です。

出題数が減少したことに加え、具体的な実務経験を必要とするような詳細な内容記述の問題には、これまで主に机上での計画・設計に従事してきた行政職系やコンサルタント系の受験者には難しかったと思います。それとは逆に、現場で実務に直接関わってきた技術者にとって、実務経験に沿う出題であれば対応しやすかったでしょう。

平成25年度

Ⅱ-2-1で大都市近郊都市における、都市計画変更の必要性の検証の問題、Ⅱ-2-2で地方都市の中心市街地活性化計画の問題、つまり都市計画及び地方計画の本流というべき2つの分野のテーマに分けて出題されました。

ここで選択肢が狭まったと感じる受験者にとっては厳しいと感じそうですが、類似の経験があれば要求しているレベルとしても高くありません。2問中1問選択を求められています。

Ⅱ-2-1は、「大都市近郊都市において、社会状況の変化を踏まえて、都市全体の視点から、都市計画法による都市計画の変更の必要性を検証することとなった。担当者として業務を進めるに当たり、土地利用又は都市施設に関する具体的な都市計画を想定して、

- (1) 検証の対象とする都市計画と検証を行う背景、
- (2) 検証の手順とその具体的内容、
- (3) 業務を進める際に留意すべき事項、について記述せよ。」

Ⅱ-2-2は、「地方都市の中心市街地活性化計画と事業の担当責任者として業務を進めるに当たり、

- (1) 中心市街地活性化のために検討すべき課題とその背景、
- (2) 課題を解決するための体制と検討手順、
- (3) 業務を進める際に留意すべき事項について、記述せよ。」

2問とも従来にも出題されてきた、必須科目（建設一般）と技術的体験論文の出題を合わせたような、予想に近い出題で、問題文も建設部門の科目の中で最も短くシンプルな出題した。

Ⅱ-2-1は主に都市計画、Ⅱ-2-2は主に地方計画の出題です。この2問はいずれもこれを実務として経験していれば比較的容易に解答できると考えます。応用能力を問う問題としては良問で、マニュアルだけのデスクワークで仕事を進めているか、過去問だけに取り組んでいるかだけでは適切な答案が書けない問題です。経験を積み上げて、かつ理論をきちんと身につけておく必要があります。

選択科目Ⅱ-2では、問題文から出題の意図、記述を求めているポイントを読み取ることが重要です。そこで、項目立てをする前に、問題文を次の例のように分析し、得点を得る内容は何かを構想してから項目立て、要点の書き出し、キーワードの抽出に進みます。

以下にⅡ－２－１の出題について解説します。

Ⅱ－２－１の出題の分析（前提条件）

- ① 出題の背景 : 都市計画に変更の必要性
- ② テーマとしている事象、あるいは状態 : 大都市近郊都市の社会状況の変化
- ③ 対象業務 : 都市計画法により都市計画の変更の必要性を検証
- ④ 条件 : 土地利用又は都市施設に関する具体的な都市計画を想定
- ⑤ 立場 : 当該計画・事業の担当者
- ⑥ 論述する範囲、内容の指定 : (1) 検証の対象とする都市計画と検証を行う背景
(2) 検証の手順とその具体的内容
(3) 業務を進める際に留意すべき事項

平成26年度

Ⅱ－２－１で、「歴史まちづくり」を進めるための計画策定の問題、Ⅱ－２－２で地方都市における、地域の活性化を図る駅前市街地整備の問題という、都市計画及び地方計画の2つの主要な分野のテーマで出題されました。

Ⅱ－２－１は、「城郭を中心に武家地、寺社地、町人地等が計画的に配置されていた城下町を起源とする地方の都市において「歴史まちづくり」を進めるための計画を策定すること」となった。この業務を担当責任者として進めるに当たり、以下の内容について記述せよ。

- (1) 計画策定に当たって検討すべき事項とその背景
- (2) 計画策定の手順とその内容
- (3) 計画策定を進める際に工夫あるいは留意すべき事項

歴史まちづくりをテーマとする出題は過去に類題が出されています。しかし今年の問題は具体的に城下町を条件として計画策定を求めています。

Ⅱ－２－２は、「人口が10万人程度の地方都市において、図の検討区域を対象に、地域の活性化を図る市街地の整備方針を担当責任者として策定するに当たり、以下の内容について記述せよ。なお、都市計画決定されているものの、未整備の駅前広場及び道路については、長期にわたって事業化がされていないものとする。

- (1) 整備方針の策定に当たって検討すべき事項
- (2) 整備方針を策定する手順及びその具体的内容
- (3) 整備方針の策定に当たって工夫や留意すべき事項

問題Ⅱ－２は2問とも平成25年度の出題よりもさらに具体的な条件が指定され、特にⅡ－２－２は都市の人口規模を10万人程度、さらに地図を添付して考察を求めています。平成25年度の問題Ⅱ－２－２と類題ですが、今年の問題はかなり具体的な条件です。いずれも実際に類似した事例を担当したことがあれば有利な出題ですが、担当したことがなくても担当責任者になったつもりで記述しなければならないという、実務的で経験による応用能力を問う問題でした。

Ⅱ－１、Ⅱ－２とも、問題の与件は、平成25年度の出題よりも詳細に指定されたケースの2テーマからいずれかを選ばなければならないので、狭い範囲で業務をこなしていたり、マニュアルのみに頼っていたり、経験に乏しいとかなり厳しいと感じたと思います。

平成27年度

Ⅱ-2-1で、「細分化された複数の街区を集約する大街区化による再開発」、Ⅱ-2-2で「防災都市づくりへの都市基盤整備」についてそれぞれの内容についての記述を求めるという出題でした。

問題のテーマはいずれも大都市圏での大規模な都市再開発事業あるいは区画整理事業を想定しており、地方で仕事をしている受験者にとっては、与えられた場面を想定すること自体が難しい出題でした。

2問とも該当する計画・事業についての実務経験と、具体的な知識の有無で、大きく差が出る出題でした。実務経験と関連がない地方都市の技術者にとっては、ハードルが高いといえるでしょう。これに近い経験の有無で、答案に差がつきそうです。

平成25、26年度と同じように、出題テーマがバランスよく配慮されています。しかし事前に予想が難しかった出題テーマもあり、経験の有無によって、難度に差があると感じます。

平成28年度

Ⅱ-2-1で、「歴史的街並みを有する地方都市で、地域活性化に資する魅力ある景観の形成計画策定」、Ⅱ-2-2で「新駅を設置し駅周辺の市街地整備計画を策定」についてそれぞれの担当責任者としての記述を求めるという出題で、2問のうち1問の選択です。

Ⅱ-2-2の問題のテーマは比較的中規模の都市圏での市街地整備事業を想定しており、地方で該当するような責任ある立場で仕事をしていなければ、与えられた場面を想定すること自体が難しい出題でした。これまでと同じように、出題テーマがバランスよく配慮されています。このⅡ-2の2問とも、実在するような条件ですが、これに合わない都市での実務経験技術者にとっては、ハードルが高いといえるでしょう。これに近い経験の有無で、答案に差がつきそうです。2問とも該当する計画・事業についての実務経験と、具体的な知識の有無で、大きく差が出る出題でした。

平成29年度

Ⅱ-2-1で、「高度経済成長期に大都市圏近郊で計画的に開発された戸建大規模住宅団地の再生計画策定」についての出題、Ⅱ-2-2で「密集市街地における防災計画策定」についてそれぞれの担当責任者としての記述を求めるという出題です。

Ⅱ-2-1は、24年のⅠ-1-1に類題が出ています。

24年 Ⅰ-1-1 経済成長期に都市郊外で計画的に開発された住宅地において、比較的多く見られる都市計画またはまちづくり上の問題点を3つ挙げ、それぞれの内容について、その背景を含めて説明せよ。また具体的な住宅地を想定し、その特徴を述べたうえで、上で挙げた問題点のうちの1つの解決に向けた対応策と実施に当たっての留意点を記述せよ。

Ⅱ-2-2の問題のテーマは比較的中規模の都市圏あるいは歴史的街並みのある都市での市街地整備事業を想定しており、地方で該当するような責任ある立場で仕事をしていなければ、与えられた場面を想定すること自体が難しい出題でした。

27年の問題Ⅱ-2-2に都市防災に関する類題が出ています。

Ⅱ-2-2 大都市圏近郊に位置し、都市基盤整備が不十分な市街地を有する都市において、防災を明確に意識した都市づくりを推進するための計画を策定することになった。あなたが、担当責任者として計画策定を行うに当たり、以下の内容について記述せよ。

(1) 近年の自然災害の発生状況等を踏まえ、防災の観点から都市づくりに求められている

事項

- (2) 計画策定の手順とその内容
- (3) 実効性の高い計画とするための工夫または留意すべき事項

29年度も25～28年度と同じように、出題テーマがバランスよく配慮されています。このⅡ-2の2問とも、実在する都市の条件ですが、これに合わない都市での実務経験技術者にとっては、ハードルが高いといえるでしょう。これに近い経験の有無で、答案に差がつきそうです。2問とも該当する計画・事業についての実務経験と、具体的な知識の有無で、大きく差が出る出題でした。問題Ⅱ-2は、27年度の出題に続き2問とも比較的大きな都市圏を対象とした出題テーマでした。

以下に問題文を再掲します。

Ⅱ-2-1 高度経済成長期において大都市圏近郊で計画的に開発された戸建て住宅を主とする大規模住宅団地を対象に、あなたが都市計画・まちづくり部局の担当責任者として団地の再生を図る計画の策定を行うに当たり、以下の内容について記述せよ。

- (1) 計画を策定する背景にあるハード面とソフト面の課題
- (2) (1)の課題を解決するため、当該計画に位置付けるべき具体的な施策
- (3) 実効性の高い計画とするための工夫又は留意すべき事項

Ⅱ-2-2 防災上多くの課題を抱える密集市街地において、あなたが担当責任者として、整備改善のための計画策定を行うに当たり、以下の内容について記述せよ。

- (1) 密集市街地における防災上の課題
- (2) 計画策定の手順とその具体的内容
- (3) 実効性の高い計画とするための工夫又は留意すべき事項

過去5年間でのⅡ-1とⅡ-2の出題テーマ一覧

問題／年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
Ⅱ-1	1	良好な景観形成に資する制度	エリアマネジメントの活動	都市計画法の制度 (1) 都市計画の提案制度 (2) 地区計画	都市再生特別措置法に基づくエリアマネジメントの推進に資する3つの制度の概要	都市計画に住民参加が求められる背景と、住民参加による都市計画決定権者のメリット。都市計画法に規定されている制度を1つ挙げ、その概要
	-2	密集市街地の整備改善	建築物を規制・誘導する仕組み	良好な景観の形成に資する法律に基づく3つの建築物の規制・誘導制度	附置義務駐車施設を建築物の敷地外の「隔地」に設け、中心市街地内の附置義務駐車場を計画的な配置により期待される効果と制度を1つ挙げ、その概要	まちのにぎわいの創出のため、一定の条件下で道路占用許可基準を緩和する都市再生特別措置法の規定。道路空間にこれらの施設を設置することにより得られる効果と、その際に留意すべき事項

	-3	大都市都心部の鉄道駅での拠点的な複合開発に関する交通計画	駅周辺地域の自転車交通・自転車等駐車場の整備やその利用促進への対応	各都市で導入が進められている、都市交通手法「デマンド交通」「BRT」「TDM」の導入目的と特徴	市街地再開発事業で、都市再開発法に基づき民間事業者の参画を促すための制度について、概要とその制度の活用によって得られる事業関係者のメリット	建築物の規制・誘導等を行う次の制度の概要 (1)景観地区 (2)特定用途誘導地区 (3)一団地の総合的設計制度
	-4	都市における緑の保全・再生・創出の推進	都市緑地法に定められた都市緑化の制度	都市の低炭素化を促進のため、都市の公園緑地や緑化に期待される3つの役割	大規模な地震が発生した際に、都市公園が果たす役割、①発災後の緊急段階、②復旧・復興の段階、③平常時に防災に資する都市公園の役割	官民連携の手法の概要、都市公園に適用する公園管理者のメリット (1)地方自治法に基づく指定管理者制度 (2)都市公園法に基づく公園施設の設置管理許可制度 (3)民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する「法律（PFI法）」に基づく公共施設等の整備・運営等
II-2	-1	大都市近郊都市での都市計画の変更の必要性の検証	城下町を起源とする地方の都市の歴史まちづくりを進めるための計画策定	細分化された複数の街区を集約する、大街区化を実施する計画策定	歴史的街並みを有する地方都市で、地域活性化に資する魅力ある景観の形成を図るため、景観計画を策定	高度経済成長期に大都市圏近郊で計画的に開発された戸建て住宅を主とする大規模住宅団地の再生計画策定
	-2	地方都市の中心市街地活性化計画	人口10万人程度の地方都市で、地域の活性化を図る市街地の整備方針策定	都市基盤整備が不十分な市街地を有する都市で、防災都市づくりを推進する計画策定	市中心部の既存駅と隣駅との間に新駅を設置し、併せて新駅周辺の市街地整備を行う市街地整備計画	密集市街地における防災計画策定

3. 問題Ⅲ（課題解決力を問う問題）の出題の分析と今後の対応

問題Ⅲは、平成 25 年度から新たに設けられて、課題解決能力を問う問題になりました。

いずれも、公表されている選択科目Ⅲの出題概念として、『社会的なニーズや技術の進歩に伴い、最近注目されている変化や新たに直面する可能性のある課題に対する認識を持っており、多様な視点から検討を行い、論理的かつ合理的に解決策を策定できる能力を問う』という主旨に沿う出題です。この出題概念を 3 つの項目に分解して整理して見ると

- (1) 「社会的なニーズや技術の進歩に伴い」 ⇒ 『出題テーマの背景・範囲』
- (2) 「最近注目されている変化や新たに直面する可能性のある課題と解決策」 ⇒ 『メインテーマ』
- (3) 「多様な視点から検討」 ⇒ 『視点』

2 問出題中 1 問選択（答案用紙 3 枚）です。「都市及び地方計画」科目では平成 25、26 年度とも建設部門での問題Ⅲの標準的な構成で、内容は以下のとおりです。

- (1) 現下の社会基盤整備に課せられたテーマに関する「都市及び地方計画」科目からの現況について、改善に取り組むべき事項や問題の要因の説明を求め、
- (2) 課題を挙げさせた上で、解決策を問う。
- (3) さらにその解決策の具体的な評価あるいはリスクや負の影響等について（多様な視点からの分析）論述させるといった、3 段階で説明・論述を求める構成になっています。

この都市及び地方計画科目の問題Ⅲでは、小設問（1）～（3）は、これまで類似した主旨の問いとなっていることが特徴です。今後も踏襲される可能性が高いので、出題を予想するテーマについて技術ノートに考察し整理する上で、必須の事項です。

テーマ	問題文に、出題の背景・範囲の説明
設問（1）	検討すべき項目あるいは課題、実施すべき事業を多様な観点から記述
設問（2）	課題解決の具体的な方策を提案、または課題とその進め方を提示
設問（3）	提示した方策による負の影響・側面、不確定要素による問題点、想定されるリスクや考慮すべき事項と対応策

これまでの必須科目（建設一般）あるいは技術的体験論文の形式に準じ、各選択科目の内容で受験者の経験に基づく課題解決力を問うような設問になっています。よって実務経験からの記述を求める問題が数多く出題されるなど、経験を積んだ技術者には書きやすい科目・出題もありました。これまでも出題されてきたジャンルの範囲であるので、予想の範囲内でなければ合格はおぼつかないと思います。しかしすべての受験者が 1 か、2 のいずれかを選択して合格レベルにまとめなければならないことから、厳しいと感じた受験者もかなりいたと思います。

まず、書き始める前に、問題点や解決策を多様な視点から見て書き落とし（モレ）や重複（ダブリ）を生じないように、また方向性を記述する段階で項目の記述順序、記述量のバランスをチェックしながら下書きし、また具体的な実現性も現状に合致することを確認して書きます。

2 問ともまず（1）で「幅広い」視点から概説することを求めていることが評価のポイントです。試験場で出題文を見てから思いつきで課題を挙げるのではなく、事前に十分な学習によって認識していたかどうか勝負です。また解決能力は、自分が提示した課題に対して実現性のある解決策をできるだけ広い視野から説得力をもって説明するという、見識の広さと説明能

力の有無を見ます。さらに（3）では、提示した解決策に対する効果と、想定されるリスクについての記述という、これまでにない深い内容の設問でした。これについても事前に十分認識しておかなければ、適切な答案にはなりません。

問題Ⅲは、この選択科目の出題だけでなく、他の部門や選択科目の出題も参考になります。本講座第5回で、「**選択科目Ⅲの課題解決能力を問う出題への取り組み**」について、各選択科目共通のポイントをまとめて解説していますので、参考にして下さい。

過去5年間でのⅢの出題テーマ一覧

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
Ⅲ-1 テーマの背景・範囲	東南海・南海地震など、全国で大きな地震の発生が想定、都市部において、津波被害に関するまちづくり	人口減少・少子高齢化が顕在化しつつある地方都市における、都市の再構築	持続可能な都市経営の実現を図るため、当該都市全体としての都市施設の整備に関する事業又は市街地の整備に関する事業の見直しを検討	健康寿命の延伸が課題の地方都市において、関係部局との連携のもとに立地適正化計画を作成し、都市のコンパクト化に取り組む	人口減少が進む地方都市においてコンパクトなまちづくりを進めるため、立地適正化計画を策定
設問(1) 答案の前提条件、直面する課題	津波に強い都市への多面的な視点からの課題	持続可能な都市経営の確保に向け想定される課題	見直しの対象とする事業を想定し、その見直しを検討しなければならない背景を説明	健康寿命延伸の視点から都市のコンパクト化に取り組むことの意義と計画作成で検討すべき項目	当該地方都市の現状から想定される課題を述べ、計画における目指すべき将来都市像
設問(2) 質問のメインテーマ	課題に対する総合的な解決策	課題に対する基本的な解決の方策	背景に対応して、事業の見直しの方策を具体的に提案	公共交通の利便性の高い都市の中心部、他の関係部局と連携した取組のうち、特に重要と考える取組について複数提案	課題を解決し将来都市像を実現する上で、設定する定量的な目標と、実現するために必要と考えられる方策
設問(3) 多様な視点	解決策を実現するに当たっての問題点と対応の考え方	解決の方策の実行に際し、想定される負の側面と対応の方向性	事業の見直しによって生じ得る負の側面について説明し、その対応策	都市の中心部から離れた居住誘導区域内の居住者への対応として、考慮すべき事項と対応方策	方策を実施する上で、想定される負の側面と対応方策
Ⅲ-2 テーマの背景・範囲	人口20万人程度の地方都市での低炭素まちづくり計画を策定	津波により住宅、公共施設等が滅失した市街地における、市町村の復興まちづくり事業	人口減少・高齢化が進む地方都市において、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の策定	空き家の増加により、都市において様々な課題が顕在化	三大都市圏の都市での、市街化区域内農地の保全及び活用による緑とオープンスペースの確保

設問(1) 答案の前 提条件	具体的な都市を 想定、当該都市 の特性を述べ、 低炭素まちづく り計画で目指す べき将来都市像	実施すべき事業 とその意義につ いて説明	居住誘導区域の設定 において、区域の規 模やその広がりを検 討する際に、検討す べき項目とその内容	空き家の増加によ り、顕在化している 又は顕在化が見込 まれる課題を複数 説明	市街化区域内農 地の保全及び活 用が求められる 背景と、それに取 り組むことによ る効果
設問(2) 質問のメイ ンテーマ	都市の低炭素ま ちづくり計画 で、目指すべき 将来都市像を実 現するための具 体的方策	市街地の復興を 早期に進めるた めの課題と事業 の進め方	行政における制約 を踏まえ、居住誘導 区域外からの効果 的な居住誘導を進 めるための方策複 数提案	課題に対して、必 要となる方策を具 体的に説明	まちづくりを進 める上で、市街 化区域内農地の 保全及び活用す るための具体的 な方策
設問(3) 多様な視点	方策の実施によ り生じる負の影 響又は不確定な 要素による問題 と、それへの対 処方法	市街地の復興を 早期に進めるた めの課題と事業 の進め方	方策の実施に伴い、 居住誘導区域外の 地域への対応とし て、考慮すべき事項 と対応方策	方策の実行に際 し、想定される負 の側面とその対応 の方向性	方策を実施する 上で、想定され る負の側面とそ の対応方策

平成25年度

Ⅲ－１で、都市部において、津波被害に関するまちづくり上の対応策を検討するに当たり、必要な海岸保全施設等が整備されることを前提に、都市及び地方計画の技術士として

- (1) 津波に強い都市とするために検討しなければならない課題を多面的な視点から述べよ。
- (2) 上記(1)の課題に対する総合的な解決策を述べよ。
- (3) 解決策を実現するに当たっての問題点と対応の考え方を述べよ。」

「津波防災地域づくりに関する法律」に関わる、内閣府、国土交通省を始め津波被害軽減のための対策や政策の解説が出されています。

Ⅲ－２で、「人口20万人程度の地方都市において、『都市の低炭素化の促進に関する法律』に基づく低炭素まちづくり計画を策定するあたり、

- (1) 具体的な都市を想定し、その特性を述べた上で、それを踏まえた当該都市の低炭素まちづくり計画における目指すべき将来都市像を述べよ。
- (2) 次の①～④の分野から2つを選び、分野ごとに(1)の低炭素まちづくり計画の将来都市像を実現するための具体的方策を提案し、その方策の実施により生じる負の影響又は不確定な要素による問題と、それへの対処方法について述べよ。 ①都市機能の集約化 ②公共交通機関の利用促進 ③建築物の低炭素化の促進 ④緑地の保全及び緑化の推進」

「人口20万人程度の具体的な都市を想定し、その特性を述べ、という部分で考え込んだ方がいたと思います。九州・山口で人口がちょうど20万人程度の都市はすぐに思いつきませんが、20万人前後では多い順に、佐世保市25.7万人、佐賀市23.5万人、山口市19.5万人、宇部市17.2万人あたりでしょうか？実際の都市名を挙げてよいのですが、都市名を思い浮かなくても20万都市のイメージを想像し、あるいは仮想して特性を述べればよいと考えます。

この低炭素まちづくり計画のテーマは出題予想が的中しやすい出題でしたから、都市規模を指定して変化をつけた出題にしたものと思います。25年度の「建設環境」科目の問題Ⅲ－1でも類題として出題されています。

この2問題とも、法律制定に伴う予想しやすいテーマでした。出題を予想して準備していた受験者は多かったと推察します。

このⅢ－1とⅢ－2の2問は、防災対策と都市環境問題としてタイムリーなテーマで、都市防災と都市環境全般に関わる出題でした。今後も出題が予想される、防災分野、都市環境に関連する出題には、最新の国土交通白書や防災白書等からしっかり把握して備えておかなければなりません。

平成26年度

Ⅲ－1で、人口減少・少子高齢化が顕在化しつつある地方都市における、都市の再構築に関する出題です。

- (1) 持続可能な都市経営の確保に向け想定される課題を述べよ。
- (2) 課題に対する基本的な解決の方策を都市構造のあり方に着目して述べよ。
- (3) 解決の方策の実行に際し、想定される負の側面と対応の方向性を具体的かつ多面的に述べよ。

地方都市の再生に関するテーマは、都市及び地方計画科目ではホットで大きな問題です。「改正都市再生特別措置法等について」 <http://www.mlit.go.jp/common/001053382.pdf>
計画系の分野には、このような法律・政策等の直近の情報とその解説は必須です。

Ⅲ－2は、津波により相当数の住宅、公共施設等が滅失した市街地における、住宅再建を含めた市町村の復興まちづくりに係る事業に関する出題です。

- 「(1) 実施すべき事業とその意義について説明せよ。
- (2) 市街地の復興を早期に進めるに当たってあなたが重要と考える課題を述べ、事業の進め方を提案せよ。
- (3) 提案した進め方で事業を進めていくに当たってのリスクとその対応方法を述べよ。」

このⅢ－2の出題は、以下の平成25年度のⅢ－1と同分類の出題です。「津波防災地域づくりに関する法律」に関わる、内閣府、国土交通省を始め津波被害軽減のための対策や政策の解説もしっかり理解した上での記述が必要です。

この2問題とも、タイムリーで予想しやすいテーマでした。出題を予想して準備していた受験者は多かったと推察します。

問題Ⅲは、これまでの共通科目（建設一般）の素養を求めることも加味した良問でした。技術士として、この出題に合格できるレベルを指すべきという指標を示していると考えられます。2問とも従来の出題とは大きく異なりましたが、必須科目（建設一般）の出題に専門分野を絞ったような、予想に近い出題でした。

平成27年度

Ⅲ－1で、「地方都市において、社会経済状況の変化に対応するため、都市施設の整備事業又は市街地の整備事業の見直し」に関する問いで、Ⅲ－2は「人口減少・高齢化が進む地方都市において都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画」についての問いです。以下に問題

文の全文を再掲します。

Ⅲ－Ⅰ 人口減少・高齢化が進む地方都市において、社会経済状況の変化に対応するとともに、持続可能な都市経営の実現を図るため、あなたが担当責任者として、当該都市全体としての都市施設の整備に関する事業又は市街地の整備に関する事業の見直しを検討するものとして、以下の問いに答えよ

- (1) 見直しの対象とする事業を想定し、その見直しを検討しなければならない背景を説明せよ。
- (2) 上述した背景に対応して、事業の見直しの方策を具体的に提案せよ。
- (3) 事業の見直しによって生じ得る負の側面について説明し、その対応策を論述せよ。

26年度の問題Ⅲ－1と類似主旨の「地方都市整備の再構築、事業の見直し」のテーマです。類題だから易しいかという、そうではなく、個々の答案の相対的な評価で合格者が選別されますので、むしろ厳しいと覚悟しなければなりません。

Ⅲ－2 人口減少・高齢化が進む地方都市において、あなたが担当責任者の立場で、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の策定を行うものとして、以下の問いに答えよ

- (1) 居住誘導区域の設定において、区域の規模やその広がりを検討する際に、検討すべき項目とその内容を述べよ。
- (2) 行政における人的・財政的な制約の高まりを踏まえ、居住誘導区域外からの効果的な居住誘導を進めるための方策について複数提案せよ。
- (3) 上述の方策の実施に伴い、居住誘導区域外の地域への対応として、考慮すべき事項と対応方策について述べよ。

この都市及び地方計画科目は、道路科目と、河川・砂防科目とともに、国土交通省の根幹をなす政策分野であり、これら計画系の選択科目には、最新の政策あるいは関係法令や行政手法に関する出題が問題Ⅲに出題されます。いずれの出題にも、国土交通白書の該当部分の把握、国土交通省のHPの主要政策、特に都市及び地域振興政策の最新情報を的確に把握しておくことが重要です。

27年度の問題Ⅱ－2は、2問とも大都市圏を対象とした出題テーマでした。一方、問題Ⅲは2問とも人口減少・高齢化が進む地方都市という、地方計画を対象とするテーマです。「都市及び地方計画」科目では、都市及び地方の当該テーマについて幅広く、バランスのよい経験・知識が求められていることを示しています。

平成28年度

Ⅲ－1で、「地方都市において、立地適正化計画を作成し、都市のコンパクト化に取り組む計画作成」に関する問いで、国の重点施策である「コンパクトシティ」に関連する出題であり、

Ⅲ－2は、「人口減少が進む地方都市において総合的な空き家対策の検討」についてで、同じく、時事的なテーマの出題です。

Ⅲ－Ⅰ 健康寿命の延伸が課題となっている地方都市において、あなたが都市計画・まちづくりの担当責任者の立場で、関係部局との連携のもとに立地適正化計画を作成し、都市のコンパ

クト化に取り組むことになった。以下の問いに答えよ

- (1) 都市計画・まちづくりを担う立場において、健康寿命の延伸の視点から都市のコンパクト化に取り組むことの意義と計画作成に当たり検討すべき項目を述べよ。
- (2) 上述の意義を踏まえて、公共交通の利便性の高い都市の中心部における、他の関係部局と連携した取組のうち、あなたが特に重要と考える取組について複数提案せよ。
- (3) あなたが提案する取組の実施に伴い、都市の中心部から離れた居住誘導区域内の居住者への対応として、考慮すべき事項と対応方策について述べよ。

平成26年度の問題Ⅲ－1、27年度の問題Ⅲ－2と類似主旨の「都市のコンパクト化」のための立地適正化計画のテーマです。類題だから易しいかということ、そうではなく、個々の答案の相対的な評価で合格者が選別されますので、むしろ厳しいと覚悟しなければなりません。

Ⅲ－2 近年、空き家の増加により、都市において様々な課題が顕在化しつつあり、空き家対策を行っていくことが求められている。人口減少が進む地方都市で、あなたが担当責任者として総合的な空き家対策を検討するものとして、以下の問いに答えよ

- (1) 空き家の増加により、顕在化している又は顕在化が見込まれる課題を複数説明せよ。
- (2) 上記の課題に対して、必要となる方策を具体的に説明せよ。
- (3) 上述の方策の実行に際し、想定される負の側面とその対応の方向性を具体的かつ多面的に述べよ。

このように、この都市及び地方計画科目は、最新の「社会的な変化・技術に係る最新の状況」に関するテーマが出題されます。

いずれの出題にも、国土交通白書の該当部分の把握、国土交通省のHPの主要政策、特に都市及び地域振興政策の最新情報を的確に把握しておくことが重要です。

国土交通省 国土のグランドデザイン 2050 ～対流促進型国土の形成～

国土交通省 第4次社会資本整備重点計画 <http://www.mlit.go.jp/common/001104257.pdf>

国土交通省 政策情報 組織別“都市”関連HP <http://www.mlit.go.jp/toshi/index.html>

28年度の問題Ⅱ－2は、27年度の出題に続き2問とも比較的大きな都市圏を対象とした出題テーマでした。一方、問題Ⅲは2問とも人口減少・高齢化が進む地方都市という、地方計画を対象とするテーマです。「都市及び地方計画」科目では、都市及び地方の当該テーマについて幅広く、バランスのよい経験・知識が求められていることを示しています。

また、すでに解説したとおり、過去に土木学会の認定土木技術者試験（上級あるいは一級）の交通分野、メンテナンス分野等でも類題として出題されています。問題の切り口、問題文その中にヒントが書かれていることがあります。問題文は土木学会のHP http://www.jsce.or.jp/opcet/02_testQ.shtml に掲載されています。

24年度以前の過去問は、公益社団法人日本技術士会のHP ⇒試験・登録情報⇒過去問題（第二次試験） http://www.engineer.or.jp/c_categories/index02022229.html に掲載されています。（記述式問題は平成25年度から平成21年度の5年度分、平成18年度～平成16年度は択一式試験問題のみ）平成20年度以前の過去問も、例えば

日経ケンプラッツ 技術士取得支援サイト <http://kenplatz.nikkeibp.co.jp/const/gijutsushi/>
(プレミアム会員限定) などにも掲載されています。

出題をズバリ予想することは困難です。それぞれの過去の出題などから共通点および相違点あるいは出題傾向を探ってください。

平成 27 年 8 月 14 日に国土形成計画（全国計画）の変更の閣議決定がなされました。内容のチェックが必要です 「国土形成計画全国計画」 概要

<http://www.mlit.go.jp/common/001100228.pdf>

平成 29 年度

Ⅲ－１で、「人口減少が進む地方都市においてコンパクトなまちづくりを進めるため、立地適正化計画を策定」に関する問いで、Ⅲ－２は、「市街化区域内農地の保全及び活用」についての問いです。

問題Ⅲは、1 問は人口減少・高齢化が進む地方都市という、地方計画を対象とするテーマで、他の 1 問は三大都市圏での市街化区域内農地の保全及び活用の問題でした。

この都市及び地方計画科目の問題Ⅲには、毎年、最新の関係法令や政策あるいは行政手法に関するテーマが出題されます。いずれの出題にも、国土交通白書の該当部分の把握、国土交通省の HP の主要政策、特に都市及び地域振興政策の最新情報を的確に把握しておくことが重要です。「都市及び地方計画」科目では、都市及び地方の当該テーマについて幅広く、バランスのよい経験・知識が求められていることを示しています。

Ⅲ－１は、26 年度の問題Ⅲ－１、27 年度のⅢ－２と類似主旨の「都市のコンパクト化」のための立地適正化計画のテーマです。類題だから易しいかということ、そうではなく、個々の答案の相対的な評価で合格者が選別されますので、むしろ厳しいと覚悟しなければなりません。

Ⅲ－２の、「市街化区域内農地の保全及び活用」についての問いは近年初出のテーマです。

平成 28 年 5 月に閣議決定された「都市農業振興基本計画」に基づく出題と考えます。国土交通省の HP によると、「都市農業振興基本法（平成 27 年法律第 14 号）に基づき、『都市農業振興基本計画』では、都市農地を、これまでの『宅地化すべきもの』から、都市に『あるべきもの』へと明確にし、必要な施策の方向性を示している。今後、計画の具体化に向け、農林水産省を始めとする関係省庁と連携を図りながら、取組を推進する。」としています

以下に問題文の全文を再掲します。

Ⅲ－Ⅰ 人口減少と高齢化が進む地方都市において、コンパクトなまちづくりを進めるため、立地適正化計画を策定することになった。当該地方都市は、鉄道・バス等の公共交通は整備されているものの、車への依存度が高く、また近年合併したことから、類似・重複した公共施設を多く保有している。

あなたが担当責任者として計画策定を行うに当たり、以下の問いに答えよ。

- (1) 当該地方都市の現状から想定される課題を述べた上で、計画における目指すべき将来都市像を述べよ。
- (2) (1) で述べた課題を解決し将来都市像を実現する上で、計画において設定することが適当と考える定量的な目標（具体的な数値は不要。）を 2 つ挙げ、これらを実現するために必要と考えられる方策を述べよ。

(3) (2) で述べた方策を実施する上で、想定される負の側面と対応方策について述べよ。

Ⅲ－２ 緑とオープンスペースの確保が課題となっている三大都市圏の都市において、あなたが都市計画・まちづくりの担当責任者として、市街化区域内農地の保全及び活用に取り組むに当たり、以下の問いに答えよ

(1) 市街化区域内農地の保全及び活用が求められる背景と、それに取り組むことによる効果について述べよ。

(2) (1) を踏まえてまちづくりを進める上で、市街化区域内農地の保全及び活用するための具体的な方策について複数提案せよ。

(3) (2) で述べた方策を実施する上で、想定される負の側面とその対応方策を述べよ。

4. 問題Ⅲの答案 書き方のまとめ

(1) 問題文の中から、テーマと重要な語句（記述を求めている事項）を正確に読み取る。

解答の中に、これらの重要な語句を記述する。箇条書きあるいは各項目のタイトルとしてもよい。この出題で、出題者（採点者）はどのような意図で出題し、期待する答案はどのような内容かというような題意を推察します。

(2) 設問（3）への記述内容で、全体の評価に最も差がつく。

答案の評点に差がつきやすいのは、結論に当たる小設問（3）への記述です。つまり、設問（1）と（2）の記述内容に対し、設問（3）には論理的にリンクした、広い視野で多様な視点からの分析によって、実現可能な解決策（方策）の提示や解決策の評価ができるか、で答案全体の評点つまり合否が決まるといっても過言ではありません。

設問（1）と（2）の記述内容は、序論と本論にそれぞれ相当しますが、大方の受験者が書く内容は、立場の違いはあっても、ここでさほど大きな差がつくことは考えにくいのです。

そこで設問（3）の記述に精力を費やすことが重要なのです。

(3) 結論に相当する設問（3）の記述内容を、まず先に構想段階でしっかり決める。

◎ 論文の結論である設問（3）に、項目・内容をどのように書くか答案を書く前に決める。

答案の作成には問題文を読んで、構想段階で（1）から（2）（3）と設問の順に内容を組み立てていくのではなく、答案の構想段階で、（3）の記述内容を決め、次の（2）の内容を検討するという、設問の順序と逆の手順を踏むのがコツである。

◎ 設問（3）の解答に十分なスペース（記述量）を配分できるように、（1）と（2）の記述量と内容を調整する。

多くの受験者が陥りやすいのは、構想段階で（2）まではメモ書きしていても、（3）は答案を書きながら考えようとすることです。そのため、時間が迫るあるいは、スペースが不足してしまって、設問（3）の最も重要な結論に相当する部分がおざなりや、尻切れで薄い内容になる結果、B評価になっているのです。

例えば、Ⅲ－１「(3) 考慮すべき事項と対応方策」については、答案を書き始める前に構成メモ（骨子）を書き上げて、それから逆に総論（書き出し）そして（1）と（2）の内容を考えると全体論調に一貫性が得られます。この中から絞り込んで「考え方の概説⇒進めていく上での課題⇒課題を解決するための方策」として論じていくと、採点者は序論部分と結論部分のつ

ながりを読んだだけで合否を判断できます。

(4) 問題文の構成と出題内容・出題意図の読解

平成 28 年度の都市及び地方計画科目の問題Ⅲ－1 と問題Ⅲ－2 は、問題文の構成の読解をすると、テーマが異なっていながら類似した地方都市の状況であり、問題文の構造と出題の意図はほとんど同じです。他の科目でも多くは同じような出題傾向になっています。

この 2 つの出題テーマは、現在都市及び地方計画部門全体が置かれている、最新の状況を示しています。それらの状況を改善するためには、それぞれの立場で記述者の役割として最大限の努力が必要です。

平成 28 年度 都市及び地方計画科目 問題Ⅲ 問題文の構成の読解

Ⅲ－1	出題テーマと背景	健康寿命の延伸が課題の地方都市において、立地適正化計画を作成し、都市のコンパクト化に取り組む
	設問（1）序論	健康寿命の延伸の視点で、都市のコンパクト化に取り組むことの意義と計画作成で検討すべき項目
	設問（2）本論	公共交通の利便性の高い都市の中心部、他の関係部局と連携した取組のうち、特に重要と考える取組について複数提案
	設問（3）結論	都市の中心部から離れた居住誘導区域内の居住者への対応として、考慮すべき事項と対応方策
Ⅲ－2	出題テーマと背景	空き家の増加による、都市において様々な課題が顕在化
	設問（1）序論	空き家の増加により、顕在化している又は顕在化が見込まれる課題を複数説明
	設問（2）本論	課題に対して、必要となる方策を具体的に説明
	設問（3）結論	方策の実行に際し、想定される負の側面とその対応の方向性

平成 29 年度 都市及び地方計画科目 問題Ⅲ 問題文の構成の読解

Ⅲ－1	出題テーマと背景	人口減少が進む地方都市でのコンパクトなまちづくりを進めるため、立地適正化計画
	設問（1）序論	地方都市の現状から想定される課題を述べ、計画における目指すべき将来都市像
	設問（2）本論	設定する定量的な目標と実現するために必要と考えられる方策
	設問（3）結論	方策を実施する上で、想定される負の側面と対応方策
Ⅲ－2	出題テーマと背景	三大都市圏の都市での、市街化区域内農地の保全及び活用による緑とオープンスペースの確保
	設問（1）序論	市街化区域内農地の保全及び活用が求められる背景と、それに取り組むことによる効果
	設問（2）本論	まちづくりを進める上で、市街化区域内農地の保全及び活用するための具体的な方策
	設問（3）結論	方策を実施する上で、想定される負の側面と対応方策

平成 25,26,27,28, 29 年度の「都市及び地方計画」問題、全部で 40 問を以下に再掲します。

平成 25 年度 技術士第二次試験 選択科目 9-3 都市及び地方計画

Ⅱ-1 次の 4 設問（Ⅱ-1-1～Ⅱ-1-4）のうち 2 設問を選び解答せよ。（設問ごとに答案用紙を替えて解答設問番号を明記し、それぞれ 1 枚以内にまとめよ。）

- Ⅱ-1-1 良好な景観形成に資する制度のうち、①法律に基づく「計画」、②法律に基づく「規制・誘導措置」、③事業・活動に対する支援措置に該当するものを 1 つずつ（計 3 つ）挙げ、それぞれの特徴を説明せよ。
- Ⅱ-1-2 密集市街地の整備改善にあたり、市街地特性からみた課題について、主なものを 2 つ挙げ、それぞれの課題を解決するための取り組みを述べよ。」また密集市街地の居住者特性を踏まえ、地区内における生活再建に関し公的賃貸住宅が果たす役割を述べよ。
- Ⅱ-1-3 大都市都心部の鉄道駅に隣接または近接する拠点的な複合開発に関する交通計画を立案する際に考慮すべき事項とそれに対する具体的な対応策を、視点① 周辺道路交通への影響の回避、②歩行者環境の安全性・快適性の確保、の視点から説明せよ。
- Ⅱ-1-4 都市における緑の保全・再生・創出の推進に当たり、生物多様性を確保する上で留意すべき事項を異なる視点から 3 つ挙げて説明せよ。

Ⅱ-2 次の 2 設問のうち 1 設問を選び回答せよ（2 枚以内）

Ⅱ-2-1 大都市近郊都市において、社会状況の変化を踏まえて、都市全体の視点から、都市計画法による都市計画の変更の必要性を検証することとなった。あなたが、担当者として業務を進めるに当たり、土地利用又は都市施設に関する具体的な都市計画を想定して、下記の内容について記述せよ。

- (1) 検証の対象とする都市計画と検証を行う背景
- (2) 検証の手順とその具体的内容
- (3) 業務を進める際に留意すべき事項

Ⅱ-2-2 あなたが、地方都市の中心市街地活性化計画と事業の担当責任者として業務を進めるに当たり、下記の内容について記述せよ。

- (1) 中心市街地活性化のために検討すべき課題とその背景
- (2) 課題を解決するための体制と検討手順
- (3) 業務を進める際に留意すべき事項

Ⅲ 次の 2 問題（Ⅲ-1, Ⅲ-2）のうち 1 問題を選び解答せよ。（3 枚以内）

Ⅲ-1 東南海・南海地震など、全国で大きな地震の発生が想定されているが、中央防災会議においては、地震・津波に強いまちづくりの方向性が打ち出され、津波防災地域づくりに関する法律も制定されている。これらを踏まえて、都市部において、津波被害に関するまちづくり上の対応策を検討するに当たり、必要な海岸保全施設等が整備されることを前提に、都市及び地方計画の技術士として以下の問いに答えよ。

- (1) 津波に強い都市とするために検討しなければならない課題を多面的な視点から述べよ。
- (2) 上記(1)の課題に対する総合的な解決策を述べよ。
- (3) 解決策を実現するに当たっての問題点と対応の考え方を述べよ。

Ⅲ－２ 人口20万人程度の地方都市において、「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく低炭素まちづくり計画を策定するあたり、以下の問いに答えよ。

- (1) 具体的な都市を想定し、その特性を述べた上で、それを踏まえた当該都市の低炭素まちづくり計画における目指すべき将来都市像を述べよ。
- (2) 次の①～④の分野から2つを選び、分野ごとに(1)の低炭素まちづくり計画の将来都市像を実現するための具体的方策を提案し、その方策の実施により生じる負の影響又は不確定な要素による問題と、それへの対処方法について述べよ。

- ①都市機能の集約化
- ②公共交通機関の利用促進
- ③建築物の低炭素化の促進
- ④緑地の保全及び緑化の推進

平成26年度 技術士第二次試験 選択科目 9-3 都市及び地方計画

Ⅱ－１

- Ⅱ－１－１ 様々なエリアマネジメントの活動が行われているが、多くの活動に共通する効果を3つ述べよ。
- Ⅱ－１－２ 建築物を規制・誘導する次の仕組みについて、それぞれの概要を述べよ。
1) 建築協定 2) 都市再生特別区 3) 総合設計制度
- Ⅱ－１－３ 商業・業務集積がある駅周辺地域における自転車利用の目的を3つ挙げ、それぞれに応じた自転車等駐車場の整備やその利用促進への対応の考え方を述べよ。
- Ⅱ－１－４ 良好な都市環境の形成を図るための仕組みとして、都市緑地法に定められた制度を3つ挙げ、それぞれの概要を述べよ

Ⅱ－２

- Ⅱ－２－１ 近年、歴史上重要な建造物及び周辺の市街地と人々の営みを一体的に捉え、良好な市街地環境の向上を目指す「歴史まちづくり」の取組が全国で広がりをみせている。城郭を中心に武家地、寺社地、町人地等が計画的に配置されていた城下町を起源とする地方の都市において「歴史まちづくり」を進めるための計画を策定することとなった。この業務を担当責任者として進めるに当たり、以下の内容について記述せよ。
 - (1) 計画策定に当たって検討すべき事項とその背景
 - (2) 計画策定の手順とその内容
 - (3) 計画策定を進める際に工夫あるいは留意すべき事項

- Ⅱ－２－２ 人口が10万人程度の地方都市において、図の検討区域を対象に、地域の活性化を図る市街地の整備方針を担当責任者として策定するに当たり、以下の内容について記述せよ。なお、都市計画決定されているものの、未整備の駅前広場及び道路については、長期にわたって事業化がされていないものとする。

- (2) 市街地の復興を早期に進めるに当たってあなたが重要と考える課題を述べ、事業の進め方を提案せよ。
- (3) 提案した進め方で事業を進めていくに当たってのリスクとその対応方法を述べよ。

平成27年度 技術士第二次試験 選択科目 9-3 都市及び地方計画

II-1

II-1-1 都市計画法に基づく次の制度について、それぞれの概要を述べよ。

- (1) 都市計画の決定後の提案（都市計画の提案制度）
- (2) 地区計画

II-1-2 良好な景観の形成に資する制度のうち、法律に基づく建築物の規制・誘導を行うものを3つ挙げ、それぞれの特徴を説明せよ。

II-1-3 近年、各都市で導入が進められている次の都市交通に関する手法について、導入の目的及び特徴を述べよ。

- (1) デマンド交通
- (2) BRT
- (3) TDM

II-1-4 都市の低炭素化を促進するに当たり、都市の公園緑地や緑化に期待される役割を異なる観点から3つ挙げ、それぞれについて、どのように低炭素化に資するのか説明せよ。

II

II-2-1 大都市における国際競争力の強化等に向け、戦災復興土地地区画整理事業等により整備された都心部の再開発に当たり、細分化された複数の街区を集約する大街区化を実施することになった。あなたが、担当責任者として大街区化を進めるに当たり、以下の内容について記述せよ。

- (1) 大街区化が必要な背景と大街区化による効果
- (2) 大街区化に伴って必要となる検討手順とその内容
- (3) 公共施設の再編に当たり留意すべき事項

II-2-2 大都市圏近郊に位置し、都市基盤整備が不十分な市街地を有する都市において、防災を明確に意識した都市づくりを推進するための計画を策定することになった。あなたが、担当責任者として計画策定を行うに当たり、以下の内容について記述せよ。

- (1) 近年の自然災害の発生状況等を踏まえ、防災の観点から都市づくりに求められている事項
- (2) 計画策定の手順とその内容
- (3) 実効性の高い計画とするための工夫または留意すべき事項

III

III-I 人口減少・高齢化が進む地方都市において、社会経済状況の変化に対応するとともに、持続可能な都市経営の実現を図るため、あなたが担当責任者として、当該都市全体としての都

市施設の整備に関する事業又は市街地の整備に関する事業の見直しを検討するものとして、以下の問いに答えよ

- (1) 見直しの対象とする事業を想定し、その見直しを検討しなければならない背景を説明せよ。
- (2) 上述した背景に対応して、事業の見直しの方策を具体的に提案せよ。
- (3) 事業の見直しによって生じ得る負の側面について説明し、その対応策を論述せよ。

Ⅲ－２ 人口減少・高齢化が進む地方都市において、あなたが担当責任者の立場で、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の策定を行うものとして、以下の問いに答えよ

- (1) 居住誘導区域の設定において、区域の規模やその広がりを検討する際に、検討すべき項目とその内容を述べよ。
- (2) 行政における人的・財政的な制約の高まりを踏まえ、居住誘導区域外からの効果的な居住誘導を進めるための方策について複数提案せよ。
- (3) 上述の方策の実施に伴い、居住誘導区域外の地域への対応として、考慮すべき事項と対応方策について述べよ。

平成28年度 技術士第二次試験 選択科目 9-3 都市及び地方計画

Ⅱ－１－１ 都市再生特別措置法に基づくエリアマネジメントの推進に資する次の制度について、それぞれの概要を述べよ。

- (1) 都市再生推進法人制度
- (2) 都市利便増進協定制度
- (3) 道路占用許可の特例制度

Ⅱ－１－２ 駐車場法第20条の規定に基づき設置される自動車の駐車のための施設（附置義務駐車施設）を建築物の敷地外のいわゆる「隔地」に設けるなどして、中心市街地内の附置義務駐車場を計画的に配置することにより期待される効果を述べよ。また、附置義務駐車施設を隔地に設けることを可能とする法律に基づく制度を1つ挙げ、その概要を述べよ。

Ⅱ－１－３ 市街地再開発事業において、都市再開発法に基づき民間事業者の参画を促すための次の制度のそれぞれについて、概要とその制度の活用によって得られる事業関係者にとってのメリットを述べよ。

- (1) 参加組合員
- (2) 特定建築者
- (3) 再開発会社

Ⅱ－１－４ 大規模な地震が発生した際に、都市公園が果たす役割について、①発災後の緊急段階、②復旧・復興の段階の各段階に応じて述べよ。また③平常時に大規模な地震に対して、防災に資する都市公園の役割を述べよ。

Ⅱ－２－１ 歴史的街並みを有する地方都市において、地域活性化に資する魅力ある景観の形成を図るため、景観計画を策定することになった。あなたが担当責任者として計画の策定を行うに当たり、以下の内容について記述せよ。

- (1) 景観計画を策定してまちづくりを推進することの意義
- (2) 計画策定の手順とその具体的内容
- (3) 計画策定を進める際に留意すべき事項

この歴史まちづくりのテーマは、26年度Ⅱ－２－１にも「城下町を期限とする歴史街並み」という条件がついていますが、ほぼ同じ主旨で出題されています、

Ⅱ－２－２ 地方都市圏の中核都市において、公共交通の利便性向上を図る目的で、市中心部の既存駅と駅間距離の長い隣駅との間に鉄道の新駅を設置し、併せて新駅周辺の市街地整備を行うに当たり、以下の内容について記述せよ。

なお、関連状況は以下のとおりである。

- ・新駅は沿線にある公共施設の跡地（5ha程度の市有地）の一部を利用して設置する。
- ・併せて行う市街地整備は、新駅設置に伴い必要となる都市施設と宅地の整備並びに都市機能の立地・誘導を行うものであり、その規模は、当該公共施設跡地と隣接する空閑地（田畑等の民有地）を併せた10ha程度である。
- ・市街地整備を行う地区周辺には住宅系市街地が広がっている。
- ・現在、市では市内に散在する公共公益施設の建替等に伴う移転・集約化を計画中である。

- (1) 本件のように鉄道駅を新設し、またこれに併せて周辺を計画的に市街地整備することの意義
- (2) 計画策定の手順とその具体的内容
- (3) 計画策定に当たり、コンパクトシティ形成の視点から留意すべき事項

Ⅲ－Ⅰ 健康寿命の延伸が課題となっている地方都市において、あなたが都市計画・まちづくりの担当責任者の立場で、関係部局との連携のもとに立地適正化計画を作成し、都市のコンパクト化に取り組むことになった。以下の問いに答えよ

- (1) 都市計画・まちづくりを担う立場において、健康寿命の延伸の視点から都市のコンパクト化に取り組むことの意義と計画作成に当たり検討すべき項目を述べよ。
- (2) 上述の意義を踏まえて、公共交通の利便性の高い都市の中心部における、他の関係部局と連携した取組のうち、あなたが特に重要と考える取組について複数提案せよ。
- (3) あなたが提案する取組の実施に伴い、都市の中心部から離れた居住誘導区域内の居住者への対応として、考慮すべき事項と対応方策について述べよ。

平成26年度の問題Ⅲ－Ⅰ、27年度のⅢ－Ⅱと類似主旨の「都市のコンパクト化」のための立地適正化計画のテーマです。類題だから易しいかということ、そうではなく、個々の答案の相対的な評価で合格者が選別されますので、むしろ厳しいと覚悟しなければなりません。

Ⅲ－Ⅱ 近年、空き家の増加により、都市において様々な課題が顕在化しつつあり、空き家対策を行っていくことが求められている。人口減少が進む地方都市で、あなたが担当責任者として総合的な空き家対策を検討するものとして、以下の問いに答えよ

- (1) 空き家の増加により、顕在化している又は顕在化が見込まれる課題を複数説明せよ。
- (2) 上記の課題に対して、必要となる方策を具体的に説明せよ。

(3) 上述の方策の実行に際し、想定される負の側面とその対応の方向性を具体的かつ多面的に述べよ。

平成29年度 技術士第二次試験 選択科目 9-3 都市及び地方計画

II-1-1 都市計画に住民参加が求められる背景と、住民参加による都市計画決定権者のメリットを述べよ。また住民参加に関して都市計画法に規定されている制度を1つ挙げ、その概要を述べよ

II-1-2 都市再生特別措置法では、まちのにぎわいの創出のため、「広告塔又は看板」、食事施設、購買施設その他これらに類する施設、「自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの」について、一定の条件下で道路占用許可基準を緩和することができる。この基準緩和を適用して道路空間にこれらの施設を設置することにより得られる効果と、その際に留意すべき事項を述べよ。

II-1-3 建築物の規制・誘導等を行う次の制度について、それぞれの概要を述べよ。

- (1) 景観地区
- (2) 特定用途誘導地区
- (3) 一団地の総合的設計制度（建築基準法第86条第1項に規定する制度）

II-1-4 官民連携に資する次の手法それぞれについて、その概要と、都市公園に適用することによって得られる公園管理者のメリットを述べよ。

- (1) 地方自治法に基づく指定管理者制度
- (2) 都市公園法に基づく公園施設の設置管理許可制度
- (3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する「法律（PFI法）」に基づく公共施設等の整備・運営等

II-2-1 高度経済成長期において大都市圏近郊で計画的に開発された戸建て住宅を主とする大規模住宅団地を対象に、あなたが都市計画・まちづくり部局の担当責任者として団地の再生を図る計画の策定を行うに当たり、以下の内容について記述せよ。

- (1) 計画を策定する背景にあるハード面とソフト面の課題
- (2) (1)の課題を解決するため、当該計画に位置付けるべき具体的な施策
- (3) 実効性の高い計画とするための工夫又は留意すべき事項

II-2-2 防災上多くの課題を抱える密集市街地において、あなたが担当責任者として、整備改善のための計画策定を行うに当たり、以下の内容について記述せよ。

- (1) 密集市街地における防災上の課題
- (2) 計画策定の手順とその具体的内容
- (3) 実効性の高い計画とするための工夫又は留意すべき事項

III-I 人口減少と高齢化の進む地方都市において、コンパクトなまちづくりを進めるため、立地適正化計画を策定することになった。当該地方都市は、鉄道・バス等の公共交通は整備さ

れているものの、車への依存度が高く、また近年合併したことから、類似・重複した公共施設を多く保有している。

あなたが担当責任者として計画策定を行うに当たり、以下の問いに答えよ。

- (1) 当該地方都市の現状から想定される課題を述べた上で、計画における目指すべき将来都市像を述べよ。
- (2) (1) で述べた課題を解決し将来都市像を実現する上で、計画において設定することが適当と考える定量的な目標（具体的な数値は不要。）を2つ挙げ、これらを実現するために必要と考えられる方策を述べよ。
- (3) (2) で述べた方策を実施する上で、想定される負の側面と対応方策について述べよ。

Ⅲ－２ 緑とオープンスペースの確保が課題となっている三大都市圏の都市において、あなたが都市計画・まちづくりの担当責任者として、市街化区域内農地の保全及び活用に取り組むに当たり、以下の問いに答えよ

- (1) 市街化区域内農地の保全及び活用が求められる背景と、それに取り組むことによる効果について述べよ。
- (2) (1) を踏まえてまちづくりを進める上で、市街化区域内農地の保全及び活用するための具体的な方策について複数提案せよ。
- (3) (2) で述べた方策を実施する上で、想定される負の側面とその対応方策を述べよ。

以上

第19回講座終了